

議 案 第 1 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、平成28年4月1日を施行日として地方税法等の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことに伴い、税負担軽減措置等の整理合理化等が図られたことから、特に緊急を要すると認め、固定資産税の非課税又は減額の適用を受ける場合における申告に関する規定を整備等するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

地方税法の改正に伴い、固定資産税の非課税又は減額の適用を受ける場合における申告に関する規定を整備するとともに、条例で引用する同法の条項等をこれに合わせるため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第71条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第75条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第152条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第31条第4項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改める。

附則第32条第9項第5号中「費用」の次に「及び政令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第51条、第52条及び第54条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第57条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第9項の表第6項の表以外の部分の項中

「

第3項	第8項
-----	-----

同項から前項まで	前2項及び第8項
----------	----------

」を

「

第3項の	第8項の
同項から前項まで	同項、第4項及び前項

」に改め、同条第11項の

表第6項の表以外の部分の項中

「

第3項	第10項
同項から前項まで	前2項及び第10項

」を

「

第3項の	第10項の
同項から前項まで	同項、第4項及び前項

」に改め、同条第13項の

表第6項の表以外の部分の項中

「

第3項	第12項
同項から前項まで	前2項及び第12項

」を

「

第3項の	第12項の
同項から前項まで	同項、第4項及び前項

」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成27年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。